

## 坂東市立地適正化計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画を策定するため、坂東市立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、立地適正化計画に必要な事項の調査、検討及び審議を行う。

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) 市民
- (5) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、立地適正化計画の策定が完了するまでの期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初にかれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めたときは、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年1月19日から施行する。